入札説明書

令和３年度若年者地域連携事業

厚生労働省神奈川労働局

総務部総務課

「若年者地域連携事業」の調達に関わる入札公告（令和３年１月２０日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等
支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長　藤原　毅

２　調達内容
（１）調達案件　令和３年度若年者地域連携事業
（２）調達案件の仕様
別添１委託要綱のとおり。
※　委託要綱の不明点は、電子メールにより下記４（１）の担当者に照会すること。
（３）契約期間
令和３年４月１日（予定）から令和４年３月３１日まで
（４）履行場所
別添１委託要綱の仕様書のとおり。
（５）入札方法
落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。
（６）入札保証金及び契約保証金
免除する（会計法第２９条の４、第２９条の９、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７２条第１項、第７７条第２号及び第１００条の３第３号）。

３　競争参加資格
（１）予決令第７０条及び第７１条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第３２条第１項各号に掲げる者。

イ　以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）

（ア）契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

（キ）前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（２）令和 01・02・03 年度（平成 31・32・33 年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、Ａ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

（３）次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

ア　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

イ　経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

（４）労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。）。

（５）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（６）次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第１９３条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア　入札書提出時において、過去５年間に職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。

イ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ウ　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

エ　入札書提出時において、過去３年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

４　入札説明書の交付場所、問い合わせ先等

（１）入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒２３１－８４３４
横浜市中区北仲通５－５７　横浜第二合同庁舎８階
神奈川労働局総務部総務課会計第二係
担当：鈴木　和幸
電話：０４５－２１１－７３５０（内線６００４）
メールアドレス：suzuki-kazuyuki11@mhlw.go.jp

（２）入札説明書の交付場所、提案書類の提出場所及び仕様書に関する問い合わせ先

ア　問い合わせ先・方法

下記の電子メールアドレスへのメールにて受け付ける。

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとすること。

〒２３１－８４３４
横浜市中区北仲通５－５７　横浜第二合同庁舎８階
神奈川労働局総務部総務課会計第二係
担当：鈴木　和幸
電話：０４５－２１１－７３５０（内線６００４）
メールアドレス：suzuki-kazuyuki11@mhlw.go.jp

イ　問い合わせの受付期間

令和３年３月１５日（水）～令和３年３月１８日（木）１７時

ウ　問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、令和３年３月１９日（金）１７時までに、質問者及び入札書類を交付しかつ入札に参加を希望する者に対しメール等で行う。

ただし、総合評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

５　入札説明会の日時及び場所

入札説明会は開催しないため、事業内容等の質問等については、上記４（２）を踏まえて、問い合わせること。

６　提案書類の提出等

（１）提案書類の受領期限

令和３年３月２２日（月）必着

上記４（２）まで郵送（書留郵便に限る。）で封筒に担当者の氏名及び連絡先を明記して提出すること。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、ＦＡＸ、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

（２）提案書類に関するプレゼンテーションの実施

提案書類に関するプレゼンテーションを必要に応じて実施する。実施する場合は、開催日時、場所及び時間を、入札参加者に個別に別途連絡する。

（３）提案書類の無効

本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある提案書類は受理せず無効とする。

（４）不備があった場合の取扱い

一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提案者が受領期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

７　入札書の提出場所等

（１）入札書の提出方法

本入札案件は、紙により厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出並びに開札を行う。電子調達システムによる提出は認めない。

ア　郵便（書留郵便に限る）で提出することとし、別紙１の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和３年３月１１日（木）開札『令和３年度若年者地域連携事業』の入札書在中」と朱書きし、令和３年３月２２日（月）（必着）までに上記４（１）へ提出しなければならない。

再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書かわかるようにすること。

イ　原則、郵送での提出のみ認める。

ウ　入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

（２）入札の無効

ア　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ　別紙４及び別紙５の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（３）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

８　開札

（１）開札の日時

令和３年３月２６日（金）９時３５分

当日の立ち会いは不要とし、開札の結果は電話等で連絡する。また、代表者名で入札する場合の委任状は不要とする。

（２）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を郵送にて提出しておくこと。

９　その他

（１）本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札手続に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、令和３年３月２２日（月）（必着）までに別紙３により令和01・02・03年度（又は平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し等を上記４（１）に提出すること。

（３）落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

ア　本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点が最も高い者をもって申込みをした者を落札者とする。

イ　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当省が用意した入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（４）契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、落札者からの落札額の内訳（請負金額内訳明細書）の提出後、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が、遠隔地にあるときは、

まず、その者が契約書の案２通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記のイの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ　契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。

カ　令和３年度予算が令和３年４月１日までに成立しない場合には、契約期間及び契約内容等について別途協議することとする。

（５）支払条件等

適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に契約金額を支払う。

１０　提出書類

（１）入札書（別紙１）　１部

（２）提案書類一式

ア　提案申請書（別紙２）　１部

イ　提案書　６部（原本１部・写し５部）

ウ　全省庁統一資格書（写）　１部

エ　直近２年間の保険料の領収書（写）　１部

オ　誓約書（別紙４及び別紙５）　１部

カ　適合証明書（別紙６）　１部

キ　その他の書類　１部

ただし、上記（２）ア～イについては上記４（２）へ、上記（１）及び（２）ウ～キについては上記４（１）へ提出すること。

なお、上記の資料イのうち、写しについては、会社名、ロゴマーク等は一切記載せず、提案者が特定できないようにすること。

また、本事業において実施する技術審査の評価項目の中に、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する項目があるため、該当するものがあれば提案書に併せて以下の書類の写しを提出すること。

①　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

※　労働時間の基準を満たすものに限る。

②　次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

③　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

④　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

１１　その他留意事項

（１）真正性の確保
　担当者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること又押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。
（２）入札書、提案書類の用紙サイズは、Ａ４を原則とする。なお、提案書の作成においては、別添２「提案書類作成要領」を確認するとともに、別添１委託要綱の「仕様書」の別紙４「実施計画」、別添１委託要綱の「仕様書」の別紙５「企画書等概要」を参考にすること。
（３）入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
（４）入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
（５）入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。
（６）提案書類の取扱い
ア　提出した提案書類を支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならない。
イ　提出された提案書類は返却しない。
ウ　提出された提案書類及びその複製は、支出負担行為担当官の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。
（７）入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者で支出負担行為担当官が認める者でなければならない。
（８）提案書類の作成のために支出負担行為担当官より受領した資料は、支出負担行為担当官の了承なく公表又は使用してはならない。
（９）提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。

第２　総合評価に関する事項

１　業務内容の仕様
別添１委託要綱の「仕様書」のとおりとする。

２　総合評価に関する事項及び方法
別添３「評価項目及びその評価基準」のとおりとする。

○　様式等
別紙１　入札書作成様式
別紙２　提案申請書
別紙３　競争参加資格等確認関係書類

別紙４　競争参加資格に関する誓約書
別紙５　暴力団等に該当しない旨の誓約書
別紙６　適合証明書

別添１　委託要綱
別添２　提案書類作成要領
別添３　評価項目及びその評価基準